

---

第3次 【令和4年度～令和12年度】

みんなの笑顔を守る

防犯まちづくり

基本計画

～犯罪にあわない、起こさせない 地域社会をみんなでつくる～

---

---

令和5年1月  
多賀城市

---



# 目 次

## 第1章 基本計画策定の趣旨

---

1 基本計画策定の背景 .....	1
2 基本計画の目的 .....	1
3 基本計画の位置づけ .....	1
4 基本計画の実施期間 .....	2
5 基本計画の範囲 .....	2

## 第2章 本市を取り巻く犯罪の発生状況と課題

---

1 犯罪の発生状況 .....	3
2 今後の安全安心まちづくりの課題 .....	8

## 第3章 基本理念と基本目標

---

1 基本理念 .....	9
2 基本目標と基本施策 .....	9
3 基本計画の体系（構成） .....	10
4 基本計画の成果指標 .....	10

## 第4章 施策の内容と主な取り組むべき項目の例

---

基本目標1 市民一人ひとりの防犯に対する意識の向上 .....	12
基本目標2 子ども・青少年を犯罪から守るための安全対策の強化 .....	14
基本目標3 女性や要配慮者への安全対策と犯罪被害者等の支援 .....	16
基本目標4 多様化・巧妙化する特殊詐欺等への対応 .....	19
基本目標5 犯罪の防止に配慮した安全な環境整備 .....	21

## 第5章 計画の推進

---

計画の推進 .....	23
-------------	----

## 参考資料

---

1 第2次みんなの笑顔を守る防犯まちづくり基本計画の振り返り ...	24
2 多賀城市防犯まちづくり推進協議会理事会の開催状況 .....	26
3 多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例 .....	27
4 多賀城市防犯まちづくり推進協議会会則 .....	29



# 第1章

## 基本計画策定の趣旨



# 第1章 基本計画策定の趣旨

## 1 基本計画策定の背景

---

本市では、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちの実現を目指し、平成20年4月に「多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例（平成19年多賀城市条例第24号）」（以下「条例」という。）を施行しました。

この条例に基づき防犯まちづくりに関する基本的方針や事項などを定めた「みんなの笑顔を守る防犯まちづくり基本計画」（以下「第1次基本計画」という。）を策定し、防犯まちづくりの基本理念を定めました。

さらに、平成26年6月に第2次基本計画を策定しました。

本市の刑法犯認知件数は、平成13年の1,772件をピークに減少傾向にあり、令和3年は258件で、ピーク時の2割以下の件数にまで減少しています。しかしながら、侵入盗（空き巣、忍び込み等）や乗り物盗など、生活に身近なところで発生する犯罪は依然多く発生している状況です。

こうした中で、犯罪のない安全と安心を感じられる地域社会を実現するためには、地域に暮らす私たち一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合いながら、地域社会の中で主体的に考え、市や事業者との協働により行動していく不断の取組が何よりも重要となっています。

本計画は、第1次基本計画、第2次基本計画で推進してきた取組の状況について評価、検証を行いながら、社会環境の変化や本市の現状の変化に対応するために見直しを行い、第3次基本計画として策定したものです。

## 2 基本計画の目的

---

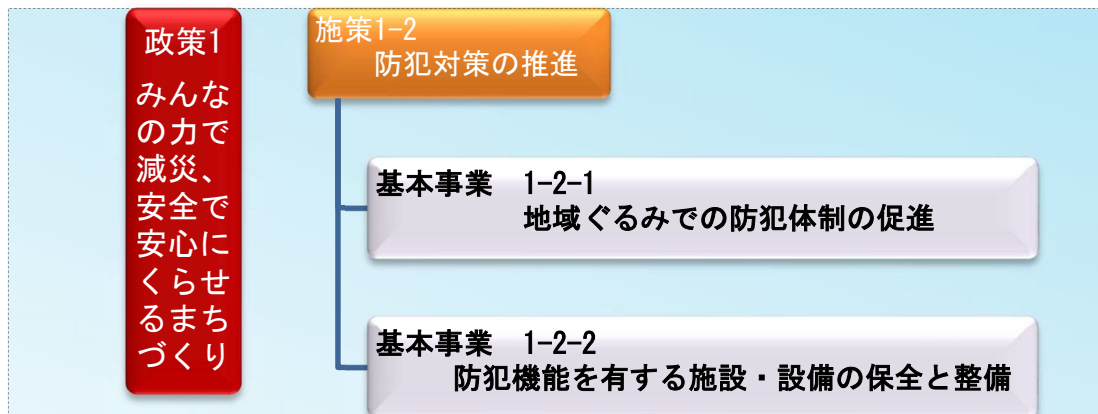
条例に基づき、犯罪の防止に配慮したまちづくりの観点から、市・市民・事業者等の役割を明確にし、各々連携することにより、市民が安全と安心を感じて、幸せに満ちあふれた笑顔が絶えない地域社会の実現を図ることを目的とします。

## 3 基本計画の位置づけ

---

本基本計画は、条例第8条の規定に基づき、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進するため、市、市民、事業者等の役割とそれぞれが実施すべき行動を明らかにした防犯まちづくり基本計画であり、策定にあたっては、第六次多賀城市総合計画と整合性を図り、県で策定している第4期犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画を参酌しています。

## 《第六次多賀城市総合計画との関連性》



### 《施策の目指す姿》

犯罪に関する総合的な取組が進み、市民一人ひとりの防犯意識が高まることで、みんなの力で犯罪に遭わない、起こさせない地域が形成され、安全安心に暮らすことができている。

### 《基本計画とSDGsとの関連》

本基本計画に掲げた取り組みを着実に推進し、犯罪を未然に防ぎ、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することにより、SDGsに掲げられた関連するゴール達成に貢献し、持続可能なまちを目指します。

## 4 基本計画の実施期間

令和4年度から12年度までとします。ただし、防犯を取り巻く社会環境等に大きな変更が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 5 基本計画の範囲

「市民一人ひとり」と「地域」の防犯力の向上を重視し、主に日常の行動範囲内で発生する身近な犯罪の抑止及び犯罪を誘引する危険性の高い迷惑行為を減少させるための取組を本基本計画の範囲とします。

また、本基本計画が対象とする犯罪は、市民生活の身近な場所で発生する窃盗犯、知能犯、粗暴犯、風俗犯その他の刑法犯とします。

なお、テロなどの凶悪犯罪等については、他の施策で体系化されているため、本基本計画が対象とする「犯罪」の範囲には含みません。



## 第2章

### 本市を取り巻く犯罪の発生状況と課題



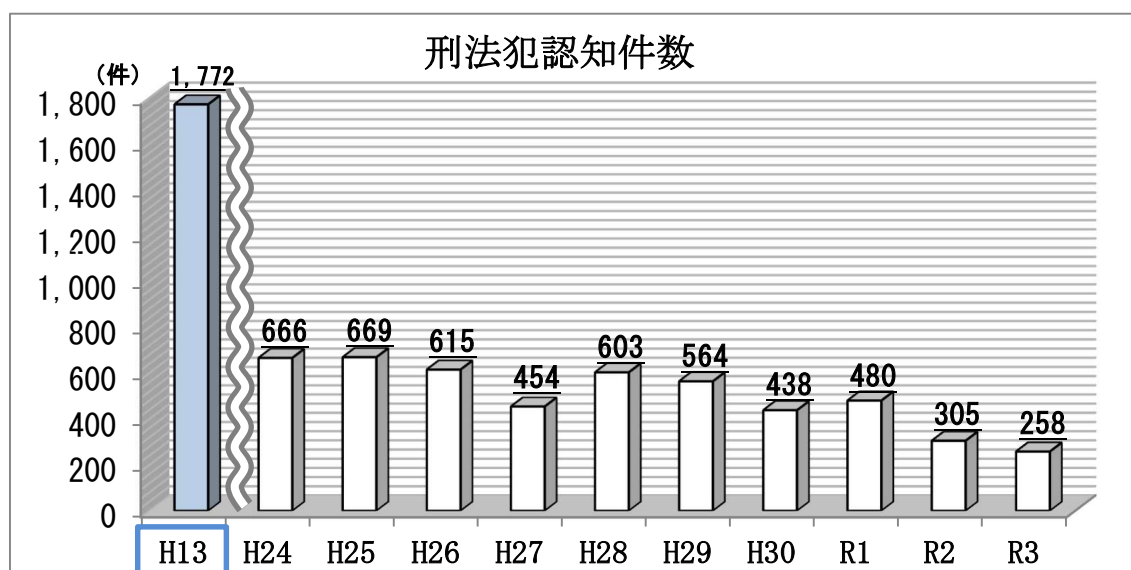
## 第2章 本市を取り巻く犯罪の発生状況と課題

### 1 犯罪の発生状況

#### (1) 刑法犯認知件数の推移（多賀城市）

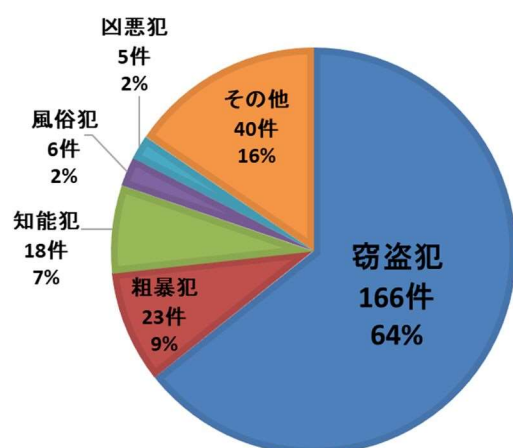
過去10年間、市内の刑法犯認知件数<sup>\*</sup>は、増減を繰り返しながらも、全体的には減少傾向にあります。令和3年の258件は、平成13年のピーク時（1,772件）と比較し、85%減少しています。

また、認知件数のうち、窃盗犯が3分の2以上を占めており、自転車盗、万引きが、窃盗犯の大半を占めています。



【令和3年宮城県警察本部公表資料から作成】

令和3年刑法犯認知件数(258件)の内訳(罪種別)



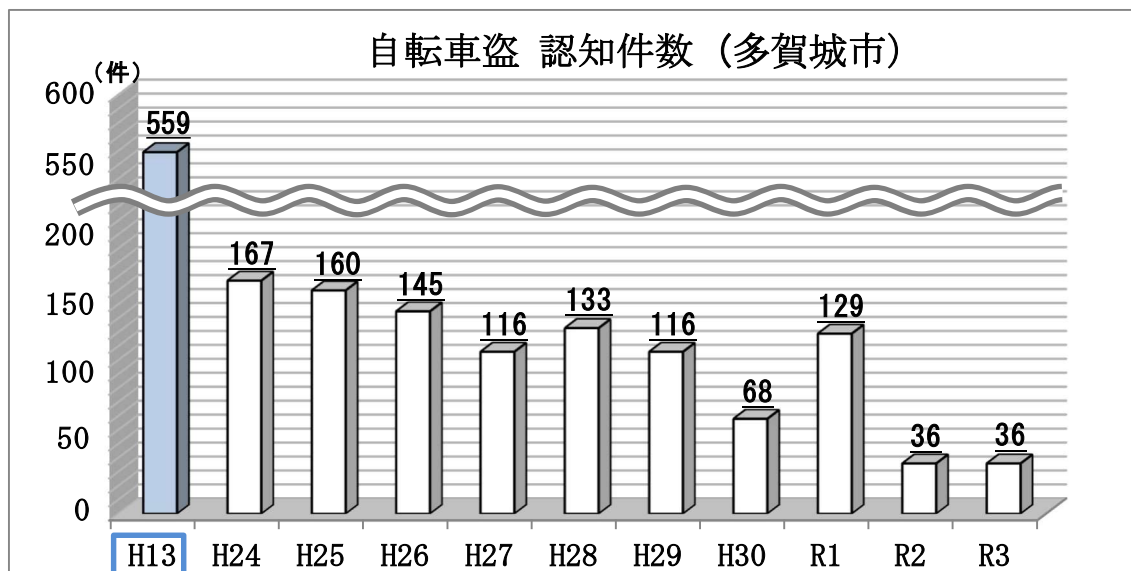
【令和3年宮城県警察本部公表資料から作成】

<sup>\*</sup>刑法犯認知件数：窃盗、強盗、殺人などの刑法犯について、被害の届出、告訴、告発、その他により、警察などが犯罪の発生を認知した事件数

## (2) 自転車盗の発生状況（多賀城市・宮城県）

過去10年間、自転車盗は、増減を繰り返しながらも全体的には減少傾向にあります。令和3年（36件）は、平成24年（167件）と比較して、131件減少しています。

また、被害件数の半数以上が無施錠であり、一戸建住宅、共同住宅などの住宅が約5割を占めています。



【令和3年宮城県警察本部公表資料から作成】

### 【発生件数（宮城県）】

	被害件数	うち施錠なし	施錠なしの割合
令和2年	1,229	825	67.1%
令和3年	1,127	753	66.8%
増減	-102	-72	

【令和3年宮城県警察本部公表資料から作成】

### 【被害場所（宮城県）】

被害場所	件数	割合
住宅 （一戸建住宅、共同住宅など）	554	49.2%
駐車場	168	14.9%
商業施設	112	9.9%
道路上	55	4.9%
その他	238	21.1%
合計	1,127	100.0%

【令和3年宮城県警察本部公表資料から作成】

### (3) 侵入窃盗犯の発生状況（多賀城市・宮城県）

令和3年の本市の侵入窃盗犯の発生件数（12件）は、令和2年（26件）と比較して14件減少しており、令和3年の県内の侵入窃盗犯の発生件数（992件）は、令和2年（1,165件）と比較して、173件減少しています。

また、本市においても宮城県と同様に、発生件数は空き巣が約3割を占めており、侵入手段は、無締りが約6割を占めています。

#### 【発生件数（多賀城市）】

	空き巣	忍び込み	居空き	その他	合計
令和2年	12	6	1	7	26
令和3年	4	6	0	2	12
増減	-8	0	-1	-5	-14

【令和3年宮城県警察本部公表資料から作成】

#### 【発生件数（宮城県）】

	空き巣	忍び込み	居空き	その他	合計
令和2年	379	117	19	650	1,165
令和3年	292	171	21	508	992
増減	-87	54	2	-142	-173

【令和3年宮城県警察本部公表資料から作成】

#### 【侵入手段（宮城県）】

	空き巣	忍び込み	居空き	その他	合計	割合
無締り	172	143	17	238	570	57%
ガラス破り	57	17	3	149	226	23%
合かぎ	14	2	1	50	67	7%
不明	32	7	0	15	54	5%
その他	17	2	0	56	75	8%
合計	292	171	21	508	992	100%

【令和3年宮城県警察本部公表資料から作成】

— — — — —  
 空 き 巣：家人が留守の間に侵入し、盗むこと

忍 び 込 み：家人が就寝中に侵入し、盗むこと

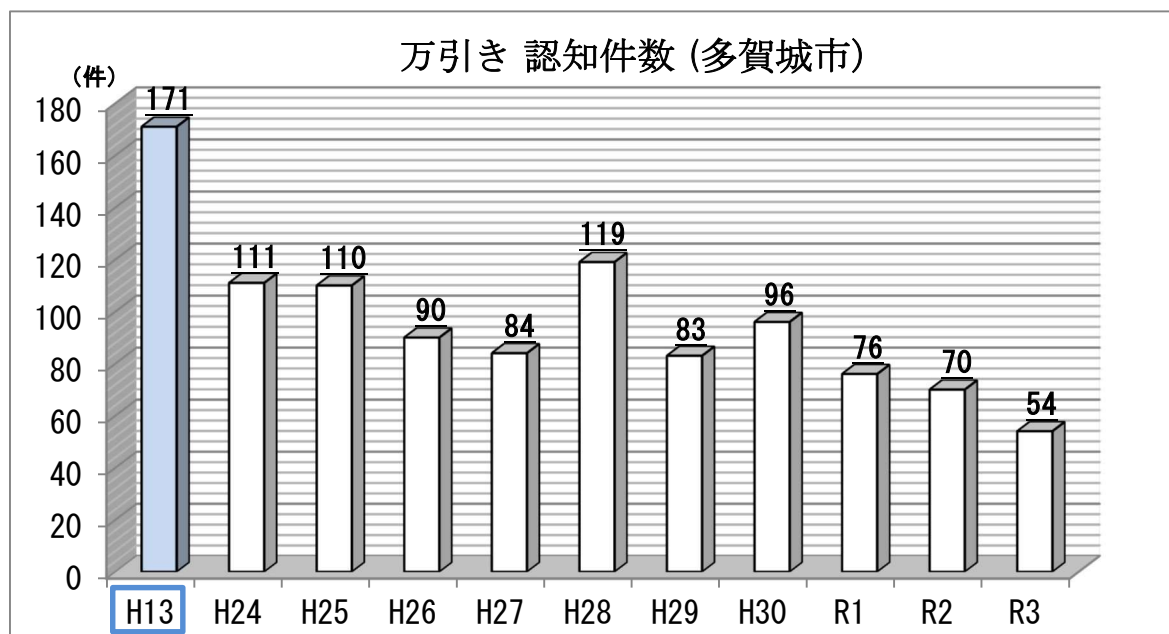
居 空 き：家人が在宅中、隙を見計らって侵入し、盗むこと

そ の 他：事務所荒らし、出店荒らし、金庫破りなどの住宅以外を対象とした侵入盗

#### (4) 万引きの発生状況（多賀城市・宮城県全体）

令和3年の本市の万引きの発生件数（54件）は、令和2年（70件）と比較して16件減少しており、令和3年の県内の万引きの発生件数（1,585件）は、令和2年（1,710件）と比較して、125件減少しています。

また、発生場所は、デパート、スーパーマーケットなどの商業施設が、約6割を占めており、被害品は、食料品類が、約5割を占めています。



【令和3年宮城県警察本部公表資料から作成】

#### 【発生件数（宮城県）】

	令和2年	令和3年	増減
認知件数	1,710	1,585	-125

【令和3年宮城県警察本部公表資料から作成】

#### 【被害場所（宮城県）】

場所	件数	割合
商業施設 (デパート、スーパーマーケットなど)	985	62.1%
コンビニエンスストア	276	17.4%
ドラッグストア	130	8.2%
その他	194	12.2%
合計	1,585	100.0%

#### 【被害品（宮城県）】

【令和3年宮城県警察本部公表資料から作成】

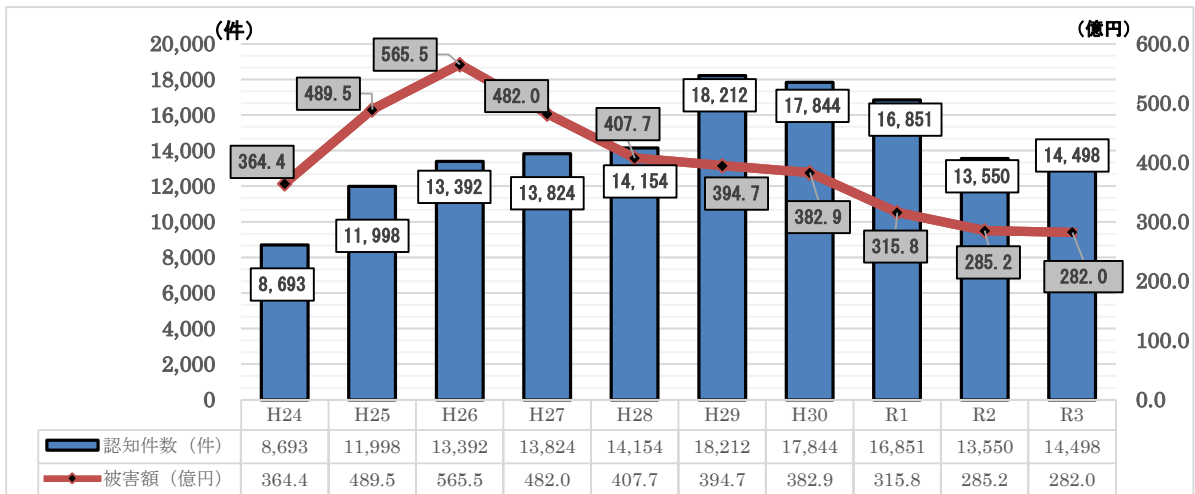
### (5) 特殊詐欺の現状（全国・宮城県）

令和3年の全国の特特殊詐欺の認知件数は、14,498件（+948件）被害額は282億円（-3.2億円）と、前年に比べて認知件数が増加したものの、被害額は減少しており、被害額が過去最高となった平成26年（565.5億円）から半減しています。

令和3年の県内の特殊詐欺の認知件数は、280件（+100件）被害額は4億3,985万円（+1億5,819万円）と、前年に比べて認知件数及び被害額は増加しております。

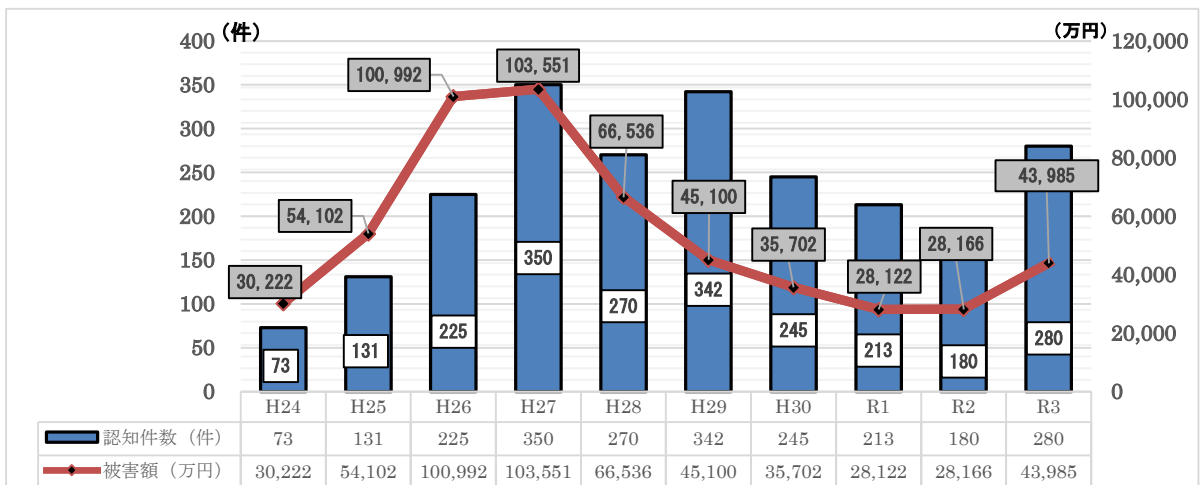
また、高齢者（65歳以上）被害の認知件数は12,724件で、全体の88.2%を占めており、依然として高齢者を中心に被害が高い水準で発生しており、深刻な情勢です。

【認知件数と被害額（全国）】



【警察庁公表資料から作成】

【認知件数と被害額（宮城県）】



【警察庁公表資料から作成】

【手口別 高齢被害者の割合（全国）】

手口別 高齢被害者の割合 (法人被害を除く)	合計		オレオレ詐欺		預貯金詐欺		架空料金請求詐欺		還付金詐欺		キャッシュカード詐欺盗		左記以外	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	2,817	9,907	520	2,422	343	2,059	569	442	885	2,854	456	2,104	44	26
19.5%	68.7%	16.9%	78.5%	14.1%	84.7%	26.9%	20.9%	22.3%	72.1%	17.5%	80.9%	18.4%	10.9%	
	88.2%		95.4%		98.8%		47.9%		94.4%		98.4%		29.3%	

【警察庁公表資料から作成】

## 2 今後の安全安心まちづくりの課題

市内の犯罪認知件数は、増減を繰り返しながらも減少しており、これは地域住民や関係団体による継続的な防犯活動などの取組が一定の成果に繋がっているものと思われる。

令和3年度に実施した第六次多賀城市総合計画市民アンケート（以下「市民アンケート」という。）結果では、「犯罪も少なく、安心して暮らせる地域になっていると思う市民」の割合が約8割を占めており、これは日頃の地域ボランティアの見守り活動の姿を目にすることで、安心感が得られているとの回答が多く占めていました。

一方、「戸締りの徹底等何らかの防犯対策に取り組んでいる市民」の割合は、約9割を占めていますが、「地域での見守り活動などの防犯活動に取り組んでいる市民」の割合は約2割に留まっています。市民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という防犯意識を向上させるための啓発活動を強化していく必要があるとともに、自助が難しい方に対しては、共助の促進や公助の実施が求められます。

今日、子どもが巻き込まれる痛ましい事件や青少年がSNS等を利用した犯罪にかかわる事件が多発しています。子どもを狙った犯罪には、登下校時の見守り活動等を保護者や地域、各種団体等が連携して取り組んでいく必要があります。また、青少年が加害者にも被害者にもならないようSNSの正しい利用法等について学ぶ機会が求められます。

女性や要配慮者が犯罪に遭わないために、日頃からの自己防衛意識を高めるための啓発活動や、万が一被害に遭ってしまった際の相談窓口が設置されていることが必要です。

全国的に、特殊詐欺による高齢者を狙った犯罪は年々手口が進化し、巧妙化していることから、地域、事業所、警察、行政が連携し、被害防止のための啓発活動を行っていく必要があります。

夜間や人通りの少ない道路では犯罪が起きやすいことから、パトロール活動を強化し、死角となる場所には防犯環境の整備や防犯街路灯設置の支援を進めます。

本基本計画においては、本市の現状や市民アンケート調査の結果、全国的に多発している犯罪の動向等を踏まえ、次の重点項目に取り組むこととします。

### 【重点項目】

- 1 市民一人ひとりの防犯に対する意識の向上
- 2 子ども・青少年を犯罪から守るための安全対策の強化
- 3 女性や要配慮者への安全対策と犯罪被害者等の支援
- 4 多様化・巧妙化する特殊詐欺等への対応
- 5 犯罪の防止に配慮した安全な環境整備



## 第3章

### 基本理念と基本目標



## 第3章 基本理念と基本目標

### 1 基本理念

本基本計画は、条例に基づいて策定されるものであり、基本理念は次のとおりとします。

「日々の暮らしに安全と安心を感じ、しあわせに満ちあふれた笑顔が絶えない地域社会」の実現

### 2 基本目標と基本施策

第2章の重点項目を踏まえ、「日々の暮らしに安全と安心を感じ、しあわせに満ちあふれた笑顔が絶えない地域社会」を実現していく上で基本目標を定め、必要な施策を展開していきます。

#### 【基本目標1】 市民一人ひとりの防犯に対する意識の向上

- 基本施策1 防犯意識の醸成
- 基本施策2 安全・安心地域づくり活動の推進

#### 【基本目標2】 子ども・青少年を犯罪から守るための安全対策の強化

- 基本施策3 子どもの安全対策及び安全教育の充実
- 基本施策4 青少年の非行防止及び安全教育の充実

#### 【基本目標3】 女性や要配慮者への安全対策と犯罪被害者等の支援

- 基本施策5 女性を犯罪の被害から守るための対策の推進
- 基本施策6 要配慮者の安全対策の推進
- 基本施策7 犯罪被害者等の支援

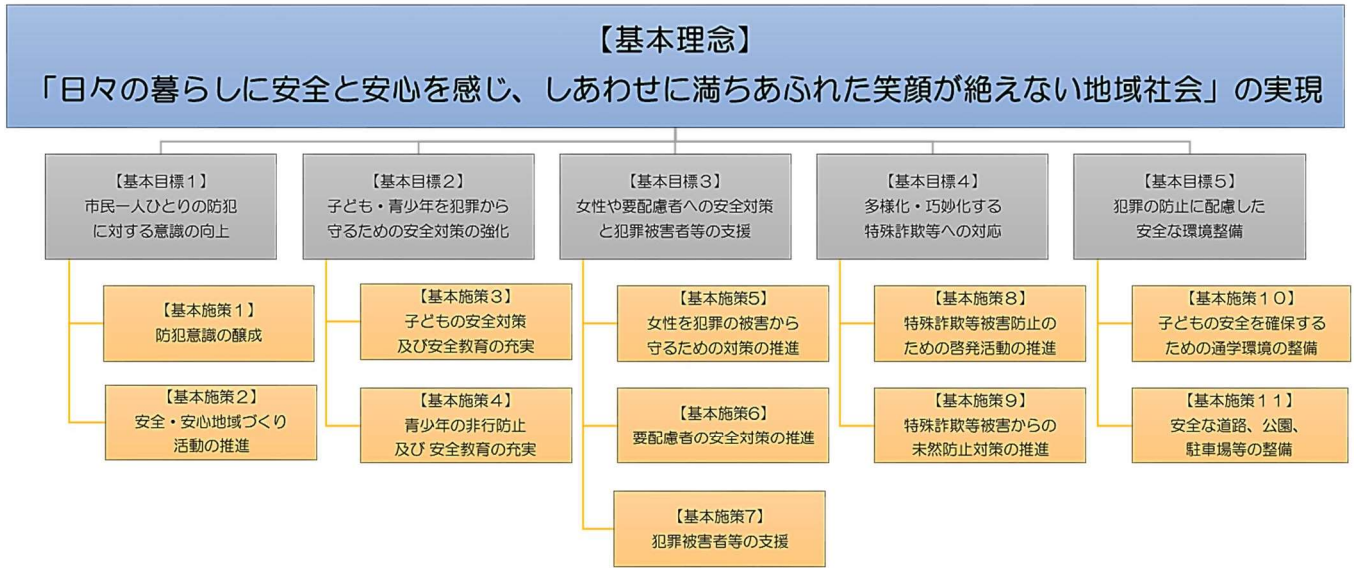
#### 【基本目標4】 多様化・巧妙化する特殊詐欺等への対応

- 基本施策8 特殊詐欺等被害防止のための啓発活動の推進
- 基本施策9 特殊詐欺等被害からの未然防止対策の推進

#### 【基本目標5】 犯罪の防止に配慮した安全な環境整備

- 基本施策10 子どもの安全を確保するための通学環境の整備
- 基本施策11 安全な道路、公園、駐車場等の整備

### 3 基本計画の体系（構成）



### 4 基本計画の成果指標

本基本計画の成果指標は、令和4年度から令和7年度までは、第六次多賀城市総合計画前期基本計画（令和3年度～令和7年度）施策O1-O2防犯対策の推進の指標とし、令和8年度から令和12年度までは、多賀城市第六次総合計画後期基本計画（令和8年度～令和12年度）の指標とします。

指標名	区分	前期基準値	前期目標値	取得	説明
① 刑法犯認知件数	社会	480件/年 (H31)	—	業務	被害の届出などにより警察が認知した事件の数で、犯罪の社会状況を見る指標です。
② 犯罪が少なく、安心して暮らせる地域になっていると思う市民割合	成果	79.2% (R2)	↗	市ア	市民の地域犯罪に対する認識を見る指標です。

区分【社会】：行政の関与よりも社会・経済情勢等の影響が大きいもの

区分【成果】：目指す姿の実現の程度を示すもの

取得【業務】：業務内で取得するデータ

取得【市ア】：毎年18歳以上の市民3,000人を対象に実施するまちづくりアンケート

## 第4章

### 施策の内容と主な取り組むべき項目の例



## 第4章 施策の内容と主な取り組むべき項目の例

防犯まちづくりは、市や警察などの行政はもちろん、市民、地域・団体、事業所等が地域の構成員としてそれぞれの役割を担い、連携して推進することが必要です。

この章では、安全安心なまちづくりの実現のために、推進していく施策の内容及びそれぞれの機関の主な取り組むべき項目を表しています。

## 【基本目標 1】

市民一人ひとりの防犯に対する意識の向上

## 【目指す姿】

- (1) 市民が「自分の身は自分で守る」ことを意識し、普段から何らかの防犯対策を講じています。
- (2) 地域と各機関が連携し、情報の共有ができる環境が構築されています。

## 【基本施策 1】

防犯意識の醸成

### 《施策の主な方向性》

ア 安全安心に暮らせる地域の実現を推進するためには、市民が「自分の身は自分で守る」という防犯意識を高め、日頃より何らかの防犯対策を実施していることが必要です。市内で発生した犯罪情報等は速やかに市民へ提供し、防犯に関する知識を習得するための各種講座等への参加を呼びかけ、防犯意識の向上を図ります。

イ 本市は窃盗、特に自転車の盗難が大きな割合を占めています。盗難が多いとされる市内 JR4 駅や大型商業施設で盗難防止を呼びかけるための啓発活動に取り組みます。

ウ 地域で犯罪を防ぐためには、良好な関係を築き、住民同士が強くつながっていることが重要です。日頃より地域清掃などの地域活動への参加を促します。

### 《主な取り組むべき項目の例》

#### 【市民】

- ・日頃から身の回りの盗難防止や戸締り強化等、防犯対策の徹底
- ・いざという時に備えての自己防衛対策の実施
- ・発生している犯罪に関する情報や防犯対策に関する情報の積極的な集約
- ・地域活動等への参加
- ・関係する研修会や講演会への積極的な参加

#### 【地域】

- ・防犯に関するチラシ等の配布による情報の発信
- ・地域主催の研修会等の開催

#### 【事業所等】

- ・店頭や窓口等でのチラシ配布、ポスター掲示等や口頭での呼びかけ
- ・機関誌等への関連情報の掲載
- ・社員等への各種研修の実施

#### 【行政※】 ※官公庁や学校を含む公的機関

- ・広報誌、ホームページ、SNS等への犯罪情報の掲載
- ・犯罪・防犯対策に関する各種研修の実施
- ・各種会議における防犯情報の発信



## 【基本施策2】

### 安全・安心地域づくり活動の推進

#### 《施策の主な方向性》

- ア 地域における自主的な防犯活動を促進するためには、リーダーの存在が必要不可欠です。自分の地域に精通し、広く活動が行えるような人材を育成していくために、講座等を開催し、積極的な参加を促進します。
- イ 地域内での防犯パトロール活動について、地域住民への「青色回転灯装備車両」の登録を積極的に呼びかけ、登録者に対しては定期的な講習を実施する等の活動支援を図ります。
- ウ 市内には防犯活動に取り組んでいる様々な機関や団体があります。こうした機関や団体が連携し、情報を共有して効果的な取組が行えるようネットワーク化を図ります。
- エ 犯してしまった罪を償い、社会の一員として立ち直ろうとする人に対しては、本人の強い意思のみならず、更生保護団体と地域社会が連携していくことが必要です。更生するための意識の醸成や再犯を防ぐための指導、自立し改善更生できるよう社会復帰に向けた支援を促進します。

#### 《主な取り組むべき項目の例》

##### 【市民】

- ・ 地域活動への積極的な参加

##### 【地域】

- ・ 各種防犯活動の実施
- ・ 防犯に関する啓発活動
- ・ 関係機関・団体との連携強化
- ・ 地域内でのリーダーの育成
- ・ 地域活動への参加促進
- ・ 青色回転灯装備車両への登録
- ・ 更生保護ボランティアによる再犯防止活動等

##### 【事業所等】

- ・ 事業所等の防犯機能の強化
- ・ 関係機関・団体との連携強化
- ・ 防犯パトロールの実施
- ・ 住居確保支援及び協力雇用主制度の推進

##### 【行政】

- ・ 防犯に関する啓発活動の充実
- ・ 防犯ボランティア団体への支援・育成
- ・ 関係機関・団体との連携強化
- ・ 事業用社用車による防犯パトロール用マグネットステッカーの配布
- ・ 関係機関による更生、自立のための支援

## 【基本目標2】

子ども・青少年を犯罪から守るための安全対策の強化

## 【目指す姿】

子どもが犯罪に巻き込まれないよう家庭、学校、地域が連携し、見守り活動等の防犯活動により安全が確保されているとともに、子どもが地域と繋がることで日頃のあいさつ等を通じ健全な成長ができています。

## 【基本施策3】

子どもの安全対策及び安全教育の充実

### 《施策の主な方向性》

ア いざという時に、子ども達が自ら危険を察知し、回避する行動をとることができるようにするため、防犯に関する知識や、危険な場面に遭遇した際の安全行動を身に付けられるよう、家庭や学校で防犯教育、安全教育に取り組みます。

イ 次代を担う子ども達を犯罪の被害から守るためには、地域や各種団体が連携し、安全を確保するための体制を強化していく必要があります。また、見守り活動として散歩や買い物等の際に、個人で気軽にできる「ながら見守り活動」を促進し、地域全体で子どもを守るための気運を高めていきます。

ウ 子ども達にとって地域は最も身近な空間です。見守り活動時の「あいさつ運動」を通じ、子ども達の健全な育成に寄与するとともに、地域と顔の見える関係を構築していきます。

### 《主な取り組むべき項目の例》

#### 【市民】

- ・防犯意識の高揚
- ・家庭学習の充実
- ・ながら見守り活動の促進
- ・子ども110番の家、地域防犯連絡所等の拡充

#### 【地域】

- ・見守り活動や青色回転灯装備車両でのパトロールの実施
- ・関係団体との連携強化
- ・地域の美化活動

#### 【事業所等】

- ・事業所等の防犯機能の強化
- ・地域、関係機関、団体との連携強化
- ・防犯パトロールの実施

#### 【行政】

- ・防犯教育、安全教育の実施
- ・防犯に関する啓発活動の充実
- ・市の施設の防犯機能の強化
- ・巡回、防犯パトロールの実施

## 【基本施策4】

### 青少年の非行防止及び安全教育の充実

#### 《施策の主な方向性》

- ア 青少年期は様々な影響を受けやすい多感な時期です。SNS等を利用した犯罪に巻き込まれる事件が多発しています。青少年が加害者にも被害者にもならないよう、非行防止を呼びかけるための啓発活動や夜間パトロールの実施、SNS等の正しい利用について理解を深めるための講座等の開催、保護者の教育力の向上を図るための取組を推進します。
- イ 地域コミュニティの希薄化や少子高齢化の進行等青少年を取り巻く環境は大きく変化しております。悩みや不安を持つ青少年や家族が孤立しないような相談体制を充実します。

#### 《主な取り組むべき項目の例》

##### 【市民】

- ・家庭学習の充実
- ・各種講座等への参加
- ・地域活動等への参加
- ・警察への速やかな通報

##### 【地域】

- ・防犯に関する啓発活動や教育の充実
- ・夜間パトロールの実施
- ・地域の美化活動
- ・警察への速やかな通報

##### 【事業所等】

- ・防犯パトロールの実施

##### 【行政】

- ・防犯に関する啓発活動や教育の充実
- ・巡回、防犯パトロールの実施
- ・悩みや不安を持つ青少年や家族からの相談体制の充実

### 【基本目標3】

女性や要配慮者への安全対策と犯罪被害者等の支援

#### 【目指す姿】

- (1) 女性を狙った犯罪に関する相談、指導等の支援が強化されています。  
また、地域や福祉団体等による見守りや訪問等で日頃より声かけが行われ、高齢者や障害者が安心して生活ができています。
- (2) 犯罪等の被害となられた本人や家族の経済的・精神的負担の軽減が図られています。

### 【基本施策5】

女性を犯罪の被害から守るための対策の推進

#### 《施策の主な方向性》

女性が犯罪の被害におびえず安全に安心して暮らすことができる社会を推進するために、女性に対する暴力の根絶や性被害の防止に関する啓発活動を推進し、悩みを抱える女性が相談しやすい環境の整備を図ります。また、日頃より防犯に備え、防犯用品の携帯や自宅の施錠の徹底等自己防犯力の向上を図れるための啓発活動を行います。

#### 《主な取り組むべき項目の例》

##### 【市民】

- ・発生している犯罪に関する情報や防犯対策に関する情報の積極的な収集
- ・自宅の戸締り強化
- ・防犯対策用品の携帯
- ・警察への速やかな通報

##### 【地域】

- ・防犯に関する啓発活動や教育の充実
- ・地域の美化活動
- ・夜間パトロールの実施
- ・防犯街路灯の設置

##### 【事業所等】

- ・防犯パトロールの実施

##### 【行政】

- ・犯罪の防止や市民生活の安全に関する相談体制の拡充
- ・防犯に関する啓発活動や教育の充実

## 【基本施策6】

### 要配慮者の安全対策の推進

#### 《施策の主な方向性》

高齢者や障害者などの要配慮者が住み慣れた地域で安全安心に生活できるよう、日頃より地域内での信頼関係を構築し、見守り活動や犯罪情報の提供に取り組み注意喚起を促します。

また、本人や家族が孤立しないような相談体制の充実を図ります。

#### 《主な取り組むべき項目の例》

##### 【市民】

- ・防犯情報の集約
- ・110番アプリシステムの登録
- ・認知症や障害の正しい理解への取組

##### 【地域】

- ・関係団体との連携強化
- ・日頃からの良好なコミュニティの構築
- ・要支援者の把握
- ・見守り活動の実施

##### 【事業所等】

- ・防犯パトロールの実施
- ・訪問時の見守り活動

##### 【行政】

- ・犯罪の防止や市民生活の安全に関する相談体制の拡充
- ・防犯情報の集約・発信
- ・防犯に関する啓発活動の充実
- ・関係団体による定期的な訪問、面談の実施

## 【基本施策7】

### 犯罪被害者等の支援

#### 《施策の主な方向性》

近年、様々な犯罪等が後を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、十分な支援が受けられず社会において孤立するおそれがあります。犯罪被害者や家族の心情に寄り添った支援を行うとともに、誹謗中傷等の二次的被害を防止し、犯罪被害者等支援制度の正しい理解に資する啓発活動を推進します。

また、被害により心身に受けたダメージからの早期回復のため、庁内の関連部局や警察と連携し、切れ目のない相談・支援体制の充実を図ります。

#### 《主な取り組むべき項目の例》

##### 【市民】

- ・犯罪被害者等支援制度に対する正しい理解への取組

##### 【地域】

- ・犯罪被害者等に対する正しい理解への取組
- ・啓発活動や教育の充実

##### 【事業所等】

- ・関係機関との情報共有

##### 【行政】

- ・犯罪被害者等支援制度の啓発活動
- ・犯罪被害者等に対する相談体制の拡充
- ・精神的・経済的負担軽減のための支援

#### 【基本目標4】

多様化・巧妙化する特殊詐欺等への対応

#### 【目指す姿】

年々手口が進化し、多様化・巧妙化している特殊詐欺等に対し、自己防衛対策が徹底されています。

#### 【基本施策8】

特殊詐欺等被害防止のための啓発活動の推進

#### 《施策の主な方向性》

- ア 防犯意識を高めるため、防犯関係団体と行政が連携し、啓発品の配布等による啓発活動に取り組みます。
- イ 金融機関等の事業所でのポスター掲示による注意喚起、また窓口等で困惑している方を見かけた際は、積極的な声掛けを行います。
- ウ 高齢者の財産を狙った特殊詐欺等が全国的に多発しています。特殊詐欺等の被害者は、多額の被害にとどまらず、精神的にも大きなダメージを受けることとなります。こうした悪質な犯罪に対応するため、警察と連携し、特殊詐欺等の最新手口の傾向や対処法などをテーマとした、内容が分かりやすい講座を開催するなどの啓発活動に取り組みます。
- エ 市内で予兆電話等の不審な電話が確認された場合は、速やかに警察と連携し、青色回転灯装備車両による広報活動を行い、注意喚起を呼びかけるなどの啓発活動に取り組みます。

#### 《主な取り組むべき項目の例》

##### 【市民】

- ・防犯意識の高揚
- ・各種講座等への参加

##### 【地域】

- ・各種啓発活動の実施
- ・各種講座等への参加
- ・見守り活動による積極的な声掛け

##### 【事業所等】

- ・金融機関やコンビニ等での積極的な声掛けによる未然防止
- ・関係機関との連携強化
- ・社員等への防犯に関する啓発活動や教育の充実

##### 【行政】

- ・防犯に関する啓発活動の充実
- ・高齢者に分かりやすい講座の開催
- ・防犯に関する情報の集約・発信
- ・関係機関・団体との連携強化

## 【基本施策9】

### 特殊詐欺等被害からの未然防止対策の推進

#### 《施策の主な方向性》

ア シニア世代でもスマホの所有率は上昇しており、60代で8割、70代で6割を超えています。こうしたIT機器の普及に伴い、端末の誤操作や有害サイトへの操作誘導によるアクセスにより、後日高額な利用料金が請求されるといったサイバー犯罪（ワンクリック詐欺）の件数も増加しています。こうした犯罪に巻きまれないようIT機器の正しい使い方の相談会や講習会等を官民連携により実施し、犯罪の未然防止に取り組みます。

イ 特殊詐欺手口の大半は電話からの受信によるものです。知らない番号には出ないようにし、必要に応じ留守番電話のメッセージを確認してから折り返すようにする、また電話の会話を録音しておくための装置（簡易録音機）を取り付ける等、自分で身を守るための手段を学ぶことが必要です。このため、貸し出し等の支援や自己防犯力を高めるための講座・教室の開催に取り組みます。

#### 《主な取り組むべき項目の例》

##### 【市民】

- ・ 自主防犯力の向上
- ・ 被害防止対応の取組
- ・ 各種講座への参加
- ・ 防犯情報の集約
- ・ 警察への速やかな通報

##### 【地域】

- ・ 各種講座等への参加
- ・ 見守り活動による積極的な声掛け
- ・ 回覧板や掲示板等での防犯に関する情報の発信

##### 【事業所等】

- ・ 関係機関との連携強化
- ・ 機関誌等への関連情報の掲載

##### 【行政】

- ・ 各種講座・出前講座の開催
- ・ 防犯に関する情報の集約・発信
- ・ 関係機関・団体との連携強化
- ・ 録音機能付き電話等被害防止機器貸し出し等の支援



## 【基本目標5】

犯罪の防止に配慮した安全な環境整備

### 【目指す姿】

通学路の安全点検が行われ、死角になりやすい箇所の確認、危険箇所には防犯街路灯が設置される等安全な環境に整備されています。

## 【基本施策10】

子どもの安全を確保するための通学環境の整備

### 《施策の主な方向性》

子ども達の通学路の安全を確保するために、行政、学校、関係機関で通学路等の危険箇所の確認等を行い、子どもの通学環境の整備に取り組みます。

### 《主な取り組むべき項目の例》

#### 【市民】

- ・ 防犯意識の高揚
- ・ ながら見守り活動の促進
- ・ 見通しの良い空間の形成
- ・ 子ども110番の家、地域防犯連絡所等の拡充

#### 【地域】

- ・ 各種防犯活動の実施
- ・ 地域の美化活動

#### 【事業所等】

- ・ 事業所等の防犯機能の強化
- ・ 関係機関・団体との連携強化

#### 【行政】

- ・ 公共の施設における防犯機能の強化
- ・ 関係機関・団体との連携強化
- ・ 防犯に関する情報の集約・発信

## 【基本施策 1 1】

### 安全な道路、公園、駐車場等の整備

#### 《施策の主な方向性》

安全安心な生活をするためには犯罪が発生しにくい防犯に配慮したまちづくりが求められます。公園等で周りから見えにくい箇所、死角となっている箇所の有無を点検し、防犯性に優れている公共施設の整備に取り組みます。

また、地域における犯罪の未然防止への一環として、自治会が取り組む防犯街路灯の整備を支援します。

#### 《主な取り組むべき項目の例》

##### 【市民】

- ・見通しの良い空間の形成

##### 【地域】

- ・防犯街路灯の整備
- ・地区内での危険箇所の把握
- ・地域の美化活動
- ・空家及びその周辺の巡回

##### 【事業所等】

- ・防犯パトロールの実施
- ・防犯カメラの設置

##### 【行政】

- ・所管施設の安全点検、不具合箇所の整備
- ・地域が実施する防犯施設整備への支援
- ・各種団体による、見守り活動の実施
- ・空家対策
- ・防犯性に優れた公共施設の整備

# 第5章

## 計画の推進



## 第5章 計画の推進

犯罪のない安心して暮らせる安全社会を実現するためには、市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、地域社会の中で主体的に考え、地域、事業者、市、警察、関係団体と連携を図り、協働して行動することが重要です。

このことから、防犯、青少年健全育成、学校、地域の代表者や塩釜警察署、関係団体の代表者によって構成された「多賀城市防犯まちづくり推進協議会」(以下「協議会」という。)が中心となり、「防犯まちづくり」を積極的に推進してまいります。

### 1 全市的な推進体制

協議会では、協議会に設置している各部会が毎年度策定する事業計画や防犯に係る各種情報を共有し、連携、協力支援、調査研究、連絡調整等を図り、各主体の効果的な事業展開を推進し、目標達成に取り組んでいきます。

### 2 市役所内部の全庁的な推進体制

関係する庁内関係部署の情報共有を図るとともに、連携して施策を展開します。

### 3 計画の進捗管理等

協議会の理事会において、計画に基づく施策の実施状況を検証評価するとともに、必要に応じて新たな施策や計画の見直しや改善を行います。



# 参 考 资 料





## 第2次みんなの笑顔を守る防犯まちづくり基本計画の振り返り

### 1 第2次基本計画の評価

令和3年度に実施した市民アンケートで、「犯罪も少なく、安心して暮らせる地域になっていると思う」と回答した割合（表1）は、80.0%で、平成26年度の69.6%と比較して、約10ポイント上昇しました。

刑法犯認知件数（表2）は令和3年は258件で、平成26年の615件と比較して、357件減少しております。

これらの結果から、地域住民や関係団体による継続的な防犯活動の取組が一定の成果に繋がっているものと評価しています。

○市民アンケート結果（表1）

平成26年度	令和3年度	増減
69.6%	80.0%	10.4

○刑法犯認知件数（表2）

平成26年	令和3年	増減
615件	258件	-357件

### 2 それぞれの役割の実施評価

#### (1) 市民

##### ・防犯意識の高揚

令和3年度に実施した市民アンケートで、「戸締りの徹底等何らかの防犯対策に取り組んでいる市民」の割合は89.6%で平成26年度の82.9%と比較して6.7ポイント上昇しております。日頃の啓発活動や防犯情報の発信等が一定の成果に繋がっているものと評価しています。

##### ・地域活動への積極的な参加

令和3年度に実施した市民アンケートで、「地域の防犯活動に参加している市民」の割合は、21.9%で平成26年度の30.9%と比較して9ポイント下降しております。地域内におけるボランティア活動への積極的な呼びかけを促進する必要があります。

#### (2) 地域

##### ・各種防犯活動の実施

約40台の青色回転灯装備車両が、地域内で自主防犯パトロール活動を積極的に取り組んでおり、地域の安全は地域住民が守るという意識が高まりました。

##### ・防犯機能の強化

防犯街路灯の総設置数は、令和3年度は、3,479灯で、平成26年度の3,309灯と比較して170灯増加していることから、地域における犯罪の未然防止に繋がっています。

町内会が防犯街路灯を維持管理し、地域内での開発等による土地利用状況を把握のうえ、適切に防犯街路灯を設置していたことによるものです。

### (3) 事業所等

- **関係機関・団体との連携強化**

地域の防犯関係団体及び市や警察が連携して実施している、「市内一斉防犯パトロール」に、平成30年度から参加するなど、地域の防犯活動に積極的に取り組んでおります。

- **防犯パトロールの実施**

市内の事業所等社用車による防犯パトロール活動が積極的に実施され、地域の安全に協力をいただいております。

なお、平成26年度の協力事業所等団体数は、51団体、協力車両台数は、138台に対し、令和3年度は、63団体、169台となっており12団体31台増加しております。

### (4) 行政

- **国や県への各種要望**

多賀城駅前への交番も誘致に向けて、県警等の各種機関に対し継続して要望した結果、「多賀城交番」が、平成29年に多賀城駅前に関所され、多賀城駅周辺における刑法犯認知件数の減少に繋がっています。

## 3 第3次基本計画に向けて

### (1) 第3次計画において継続する施策

- **市民一人ひとりの防犯に対する意識の向上**

市民が「自分の身は自分で守る」ことを意識し、普段から何らかの防犯対策を講じており、地域と各機関が連携し、情報の共有ができる環境が構築されています。

- **子ども・青少年を犯罪から守るための安全対策の強化**

子どもが犯罪に巻き込まれないよう家庭、学校、地域が連携し、見守り活動等の防犯活動により安全が確保されているとともに、子どもが地域と繋がることで日頃のあいさつ等を通じ健全な成長ができています。

- **犯罪の防止に配慮した安全な環境整備**

通学路の安全点検が行われ、死角になりやすい箇所の確認、危険箇所には防犯街路灯が設置されるなど安全な環境に整備されています。

### (2) 新たに取り組む施策

- **犯罪被害者等への支援**

近年、様々な犯罪等が後を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、十分な支援が受けられず社会において孤立するおそれがあります。犯罪被害者や家族の心情に寄り添った支援を行うとともに、誹謗中傷等の二次的被害を防止し、犯罪被害者等支援制度の正しい理解に資する啓発活動に取り組む必要があります。

- **特殊詐欺等への対応**

本市の認知件数として多数を占めるわけではありませんが、全国的に被害が後を絶たず社会問題となっていること、詐欺の手口も進化し巧妙化していることから、被害を防止するため重点的に取り組む必要があります。

# 多賀城市防犯まちづくり推進協議会理事会の開催状況

## 1 理事会 名簿

No.	役職 (協議会)	氏名	団体名	役職 (各団体)	部会
1	会長	しばた としお 柴田 十一夫	多賀城市町内会長連絡協議会	会長	市民・地域
2	副会長	ほんごう ひさし 本郷 久	多賀城市防犯協会連合会	副会長	市民・地域
3	副会長	まるた ひろゆき 丸田 浩之	多賀城市校長会 (多賀城小学校)	会長	青少年
4	副会長	こんどう たいすけ 近藤 大輔	東北電力ネットワーク株式会社 塩釜電力センター	所長	事業所等
5	副会長	あいざわ ゆうじろう 相澤 裕二郎	塩釜警察署生活安全課	課長	行政
6	理事	あべ ごいち 阿部 五一	多賀城市シニアクラブ連合会	会長	市民・地域
7	理事	むらかみ ひでのり 村上 秀典	多賀城市私立幼稚園連合会	会長	青少年
8	理事	しばた きよし 柴田 清	東日本旅客鉄道株式会社多賀城駅	駅長	事業所等
9	理事	おさだ ひろあき 長田 浩章	多賀城消防署	署長	行政
10	理事	ささき かつのり 佐々木 克典	東北学院大学 多賀城キャンパス	総務部次長	青少年
11	理事	すずき としかず 鈴木 登之和	多賀城工場地帯連絡協議会	会長	事業所等
12	理事	しばた こうき 柴田 光起	多賀城市保健福祉部社会福祉課	課長	行政

## 2 理事会 開催状況

日 時	開 催 会 議 等
令和4年8月9日(火) 10:00~11:30	第1回多賀城市防犯まちづくり推進協議会理事会 【議事】 「第3次みんなの笑顔を守る防犯まちづくり基本計画」 の策定方針について ・計画の策定方針、スケジュール等について説明
令和4年9月30日(金) 13:30~15:00	第2回多賀城市防犯まちづくり推進協議会理事会 【議事】 「第3次みんなの笑顔を守る防犯まちづくり基本計画の 策定」について ・計画の素案等について説明、意見交換 ・今後のスケジュールについて
令和4年11月10日(木) 10:00~11:30	第3回多賀城市防犯まちづくり推進協議会理事会 【議事】 「第3次みんなの笑顔を守る防犯まちづくり基本計画の 策定」について ・前回開催時の意見後の修正箇所等の説明、意見交換 ・今後のスケジュールについて
令和4年11月14日(月) ~28日(月)	パブリックコメントの実施 市ホームページにて計画内容について意見募集

# ○多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例

平成 19 年 12 月 17 日

条例第 24 号

日々の暮らしに安全と安心を感じ、しあわせに満ちあふれた笑顔が絶えない地域社会を実現することは、わたしたちみんなの願いである。

わたしたちのまち多賀城は、かつて、「遠の朝廷」と呼ばれる陸奥の国府が置かれた由緒ある歴史のまちであるとともに、その美しい風土から、歌枕の地として多くの都人にとって憧れの地であった。わたしたちは、このまちに誇りを持ち、愛着を感じ、お互いを支え合う心を大切にしながら地域社会を育んできた。

しかしながら、近年の急激な社会環境の変化に伴い、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化が顕著となってきた。このような中、犯罪の質や形態も変化していることから、わたしたちの暮らしの安全と安心を確保するためには、地域社会が持つ犯罪を抑止する機能を充実し、強化することが重要な課題となってきている。

犯罪のない安全と安心を感じられる地域社会を実現するためには、わたしたち一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合いながら、地域社会の中で主体的に考え、市や事業者との協働により行動していく不断の取組が何よりも重要である。

ここに、わたしたちは、それぞれの責務を果たしながら、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進することを強く決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪の防止に配慮したまちづくり（以下「防犯まちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、その施策の計画的かつ効果的な推進に必要な事項を定めることにより、市民が安全と安心を感じて暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- (2) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営むもの
- (3) 土地所有者等 市内に存する土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理するもの

(基本理念)

第 3 条 防犯まちづくりは、市、市民及び事業者の協働により、安全と安心を感じ、幸せに満ちあふれた笑顔が絶えない地域社会を実現することを基本理念として推進されなければならない。

2 防犯まちづくりは、人権その他の権利を侵害しないように行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、防犯まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、防犯まちづくりの推進に関する施策の実施に当たっては、関係行政機関と連携して行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪に遭わないよう日常生活における自らの安全の確保を図り、互いに協力して地域における防犯活動を実施するよう努めなければならない。

2 市民は、日常生活における自らの安全の確保のために、積極的に防犯まちづくりに関する活動等に参加して、必要な知識の習得に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その所有し、占有し、又は管理する施設及びその事業活動に関し、安全の確保に努めるとともに、その事業活動におけるあらゆる機会を捉えて、防犯まちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業員の防犯まちづくりに関する意識を高めるため、必要な知識の習得が図られるよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物において犯罪の防止に配慮した環境を確保するよう努めるものとする。

2 土地所有者等は、市が実施する防犯まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(防犯まちづくり基本計画)

第8条 市長は、防犯まちづくり基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 防犯まちづくりに関する基本的方針

(2) 防犯まちづくりの推進のための施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、防犯まちづくりの推進に関し必要な事項

3 基本計画を定めるに当たっては、子ども、女性、高齢者等に対する犯罪について特に配慮するとともに、関係行政機関の意見を反映できるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第9条 市は、防犯まちづくりを推進するため、必要な体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

# 多賀城市防犯まちづくり推進協議会会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、多賀城市防犯まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を多賀城市総務部危機管理課内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、市、市民、事業者及び土地所有者等が一体となって取り組む犯罪の防止に配慮したまちづくりについての関心を高めるとともに、多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例（平成19年多賀城市条例第24号）第8条に規定する防犯まちづくり基本計画（以下「基本計画」という。）に定める「防犯まちづくり」の推進に努めることとする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 防犯意識の普及事業に関する事。
- (2) 市、市民、事業者及び土地所有者が一体となって行う防犯まちづくりの取組に関する事。
- (3) 団体等が行う防犯まちづくり活動に対する協力支援に関する事。
- (4) 防犯まちづくりに関する調査研究及び指導に関する事。
- (5) 関係機関や団体との連絡調整に関する事。
- (6) 防犯まちづくりに功労のある者及び団体の表彰に関する事。
- (7) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会の構成員は、別表に定める団体等の代表者及び同表に定める多賀城市の職員（以下「構成員」という。）とする。

2 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名（部会長を兼ねる。）
- (3) 理 事 12名以内（会長及び副会長を含む。）

2 役員は、理事会で選出し、総会において承認を得る。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事は、第12条第1項各号に定める各部会の構成員から選出する。この場合において、1つの部会から3人の理事を選出することとする。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはあらかじめ会長から指名された副会長がその職務を代理する。

3 理事は、協議会の事業の運営にあたる。

(顧問)

第7条 協議会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の議決を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は、会長に対し意見を述べることができる。

(総会)

第8条 総会は構成員をもって組織し、毎事業年度1回開催し、次の事項を決議する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 事業報告に関すること。

(4) 役員を選任に関すること。

(5) その他必要な事項

2 総会は会長が招集し、構成員の過半数の出席をもって成立する。

3 総会の議長は、会長とする。

(理事会)

第9条 理事会は、役員をもって組織し、必要に応じて開催し、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出する議案に関すること。

(2) 協議会の運営に関すること。

(3) その他必要な事項

2 理事会は会長が招集し、過半数の出席をもって成立する。

3 理事会の議長は、会長とする。

(総会及び理事会の議決)

第10条 総会及び理事会の議決は、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会、理事会における書面表決等)

第11条 やむを得ない理由により総会及び理事会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は議長を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、第8条第2項及び第9条第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(部会)

第12条 協議会に、事業推進のために次の部会を置き、構成員は、いずれかの部会

に所属する。

(1) 市民・地域部会

(2) 青少年部会

(3) 事業所等部会

(4) 行政部会

2 市民・地域部会は、防犯まちづくりにおける市民及び地域の役割としてどのような行動をしなければならないかの具体的事業の推進を図る。

3 青少年部会は、防犯まちづくりにおける青少年の非行防止と健全育成を図る役割としてどのような行動をしなければならないかの具体的事業の推進を図る。

4 事業所等部会は、防犯まちづくりにおける事業所等（土地所有者を含む）の役割としてどのような行動をしなければならないかの具体的事業の推進を図る。

5 行政部会は、防犯まちづくりにおける行政等の役割としてどのような行動をしなければならないかの具体的事業の推進を図る。

6 部会長及び副部会長は理事会において選任する。

7 部会長は、部会を統理し、部会を代表する。

8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

9 部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

（事業年度）

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（委任）

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この会則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年8月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年10月19日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年8月31日から施行する。



別表（第4条関係）

多賀城市防犯まちづくり推進協議会 名簿					
番号	団 体 等 名	番号	団 体 等 名	番号	団 体 等 名
1	多賀城市町内会長連絡協議会	15	多賀城市校長会	29	多賀城地区労働福祉連絡協議会
2	多賀城市シニアクラブ連合会	16	おやじの会	30	陸上自衛隊多賀城駐屯地
3	多賀城市民生委員児童委員協議会	17	多賀城市私立幼稚園連合会	31	塩釜警察署生活安全課
4	多賀城市更生保護協議会保護司部 会	18	多賀城市内私立高等学校（仙台育 英学園高等学校）	32	多賀城交番
5	多賀城市婦人会連合会	19	多賀城市内県立高等学校（多賀城 高等学校）	33	南宮交番
6	多賀城市交通安全母の会	20	東北学院大学工学部	34	大代駐在所
7	多賀城市防犯協会連合会	21	多賀城工場地帯連絡協議会	35	多賀城消防署
8	塩釜地区交通安全協会多賀城市連 合支部	22	多賀城・七ヶ浜商工会	36	多賀城市消防団
9	多賀城市婦人防火クラブ連合会	23	東日本旅客鉄道株式会社多賀城駅	37	多賀城市交通安全指導隊
10	特定非営利活動法人多賀城市民ス ポーツクラブ	24	東北電力ネットワーク株式会社塩 釜電力センター	38	多賀城市総務部危機管理課長
11	生涯学習100年構想実践委員会	25	多賀城市建設災害防止協議会	39	多賀城市保健福祉部社会福祉課長
12	多賀城市子ども会育成連合会	26	仙台農業協同組合多賀城支店	40	多賀城市都市産業部都市整備課長
13	多賀城市父母教師会連合会	27	多賀城市金融団連絡協議会	41	多賀城市教育委員会事務局学校教 育監
14	青少年健全育成多賀城市民会議	28	多賀城・七ヶ浜商店会連合会	42	多賀城市教育委員会事務局生涯学 習課長

一部改正〔平成27年8月3日〕

一部改正〔平成30年7月1日〕

一部改正〔令和2年10月19日〕

一部改正〔令和4年8月31日〕

みんなの笑顔を守る防犯まちづくり基本計画  
第3次（令和4年度～令和12年度）

発 行 多賀城市  
令和5年1月

企画編集 多賀城市総務部危機管理課  
〒985-8531  
宮城県多賀城市中央二丁目1番1号  
電 話 022-368-1141（代表）  
FAX 022-368-1360（危機管理課）  
E-mail bosai@city.tagajo.miyagi.jp